

莊園体制下における条里の研究

——特に条里の型について——

佐々木清治

一、序 言

集落を成立原因にもとづいて分類する場合、古代は条里集落、中世は莊園集落、近世は新田集落などというように割り切ってしまうと、条里は律令国家体制下の班田収授の基盤として必要であつて、その後歴史的社会的變動によつて発生した莊園や名田になると条里は死滅し、もし残存していても化石化しているかのように受けとり易い。

しかし、果して事実そのようなものであろうか。また、水田耕作に便利のよい条里地割は、たとえ律令制から莊園制へと制度は変わつても水田耕作は変わらないから、便利であるならば条里が依然として活用されて行つてもよい筈であるとも思われる。そうした問題を解明するために、筆者は全国的に莊園記載が一樣になされている平安遺文の古文書篇全九巻約五千ページを詳細に検討してみ、莊園体制下の条里の様相を知ることができた。そして、この莊園体制下に生きている条里を通して、条里本来の特質にも触れることの可能性も出て来た。一例をあげると、従来条里研究といへば、その遺構の復原という形態上のこととか、長地型・半折型の先後論とかが中心問題となつて、条里地割の中で営まれる水田耕作の灌漑用水はその水源を何に得ていたかという機能上のことは殆んど追究されなかつたが、こうした莊園体制下に活用されている条里を調べてみると、灌漑水源としての池の存在が明かになり、登呂代

表される弥生時代の湿地水田、条里・莊園の池、近世新田の用水路と一系の水利技術の發展が考えられ、いわゆる「条里の池」の問題の重要性が認められる。

この池に関しては筆者が別の機会^⑥に論述しているので、ここでは割愛し、その他の諸問題について筆を進めるところとする。

二、莊園と条里との關係

従来の莊園研究を瞥見すると、早くからその研究が着手されている史学方面では、中世的世界の形成とか、均等名についての畿内莊園の基礎構造とか、田堵の存在形態とか、さらに進んで、莊園の本質を決定するものとしての名の性格につき、これを土地所有、経営の単位とする考え方に対する吟味とかいうような個別莊園の動向を基軸として莊園の一般論にアプローチするか、もしくは記録や法令を中心として全体的動向をとらえていく、というような方向に主力が注がれていて、古文書そのものによって全体的動向を直接的に追求する傾向は漸く最近に芽生え、今後の發展が期待される状況である。地理学の分野では莊園の研究は従来殆んど行われていないこと周知の通りであるが、しかし真に近世の歴史地理を理解しようと思えば、溯って中世との連繫をおろそかにするわけにはゆかず、莊園の研究振興は現下の急務であろう。そこで順序として古代と中世との結び付きを考えることとし、まず条里と莊園との關係から考察を進めよう。

莊園四至と条里 莊園に関する古文書を点検すると、莊園には必ずその境界、すなわち四至が明記されているのが普通である。その四至をみると、次の数例が示すように、条里に従っていることが判る。

まず条里施行の核心地域である畿内をみると、康治二年(一一四三)の太政官牒案^②に安楽寿院領の各国荘園の四至の記載があるが、そのうち畿内地域の荘園として芹川荘がある。

山城国紀伊郡芹川荘

四至 東限三宅戸里三十一坪 南限依井里六坪

西限紀伊里三坪 北限意田里三十二坪

なお、これより前の延久四年(一一七二)の太政官牒案^③によると、山城国相楽郡稻間荘の四至中、限南荒陵里三十一・三十二・三十三坪之南畔とある。摂津国では長保二年(一一〇〇)の東寺宝蔵焼亡日記によると、

摂津国豊島郡垂水荘

四至 限東三条界 限南三国河

限西六条界 限北四条一里二十五坪・五条一里四坪

また、丹波国では永治元年(一一四一)の鳥羽院庁下文では

歡喜光院領丹波国多紀荘(多紀郡宗我部・草南条兩郷)

四至 東限山辺里一坪東阡陌 南限草南条峯

西限大野楊佐々恵並海田里三十六坪西阡陌 北限佐多岫並香味里一坪北阡陌

つぎに東海道筋では、延久三年(一一七一)美濃国符案^④に

東大寺領美濃国安八郡大井荘

四至 限東御墓志墓 限南東布志墓並十六条南繩

限西十六条三里西繩 限北十三条北繩

また、その翌四年の太政官牒案には

石清水八幡宮護国寺領美濃国池田郡泉江荘

四至 東限泉江 南限十三条南畔

西限十二条十三条三里西畔 北限十二条北畔

さらに尾張国では前記康治二年の太政官牒案にある安樂寿院の莊園として

尾張国山田郡狩野荘

四至 西限曾禰里三十六坪西繩

とある。

北陸筋をみると、最勝寺領越前国丹生北郡大蔵荘では嘉応元年(一一六九)に四至の堺を定めているが⑥、それによると、

四至 南限七条二里 北限石田荘堺

となっている。

向きを変えて、四国の場合、治暦三年(一〇六七)の曼荼羅寺僧善芳解によると、

曼荼羅寺領讃岐国多度郡吉原郷石手村田畠

四至 東限六条九里一坪東畔 南限山

西限奈良隈尾前 北限六条九里六坪北横畔

また前記康治三年の太政官牒案には讃岐国の安樂寿院の莊園が二カ所に見られる。すなわち、

讃岐国香東条内野原荘

四至 東限香東野原郷二条二十里一坪 南限香西坂田郷三条十七里三十二坪

西限香東同郷五条二十里三坪 北限香東野原郷五条二十二里十五坪

同国多度郡多度荘

四至 東限三条二十里二十五坪 南限四条十二里三十坪

九州では天仁三年(一一一〇)の肥前国の例をあげる⑥。

観世音寺領肥前国杵島郡中津荘

四至 東限海 南限七条日白里北畔

西限馬田里東畔 北限大江

莊園は四至ばかりでなく、勝示や脇勝示にも条里が顕著に認められる。好例として松尾神社領遠江国池田荘⑦の場合を掲げる。

在豊田郡

勝示 良 富田郷十七坪勾坂境古河 坤 倉所南海際川勾庄異

乾 中村一坪羽鳥庄与美蘭御厨境 巽 文三島南埼海際

副勝示 東 天竜川渡中須 北 富田一里二坪羽鳥庄境北中心

西 池田五坪精御厨与川勾庄境 西 高木明神本

西 高木郷十三坪島川勾庄境

以上の数例によつて莊園の境界に条里がみられることは明らかであるが、それは莊園の周辺に条里の存在することを示すものであつて、莊園の域内に条里が有るか無いかははっきりしない。そこで次に莊園内部についての条里を確かめることとする。

莊園内部の条里 莊園内部に条里を包摂しているところは全国到る処にあり、それを地域別に整理すると興味ある結果が現われるが、その点については後述するので、ここではむしろアトランダムに莊園を取りあげて、どこでも莊

園内部に条里が認められる、ということを描するにとどめておきたい。

近江国奥島荘⑤―承保元年(一〇七四)

蒲生下郡船木郷十二条二十一里・十三条一里

大和国草生荘(東大寺別院崇敬寺領)⑥―永保二年(一〇八二)

安西郡草生村十五条七磨井里・八磨生里、

十六条七川村里・八板糟里

丹波国大山荘⑦―延喜十五年(九一五)

多紀郡一条三大山里・二条四枚田里・六社辺里

伊勢国飯野荘⑧―延長七年(九二九)

十一条五山下里・六井於里・七井於里 十二条六中村里・七伊羽里

十三条五川原里・六大国里・七大国里 十四条五々七井於里・八庭羽里

美濃国泉江荘⑨―延久四年(一〇七二)

池田郡十一条六里・十二条五里・六里・十三条六里

甲斐国市河荘(法勝院領)⑩―安和二年(九六九)

巨麻郡北一条二井保里・五条二神岑里・七条二志万里・八条四菟田里・九条三宮原里・四市河里・十条十六川上里・十一条十

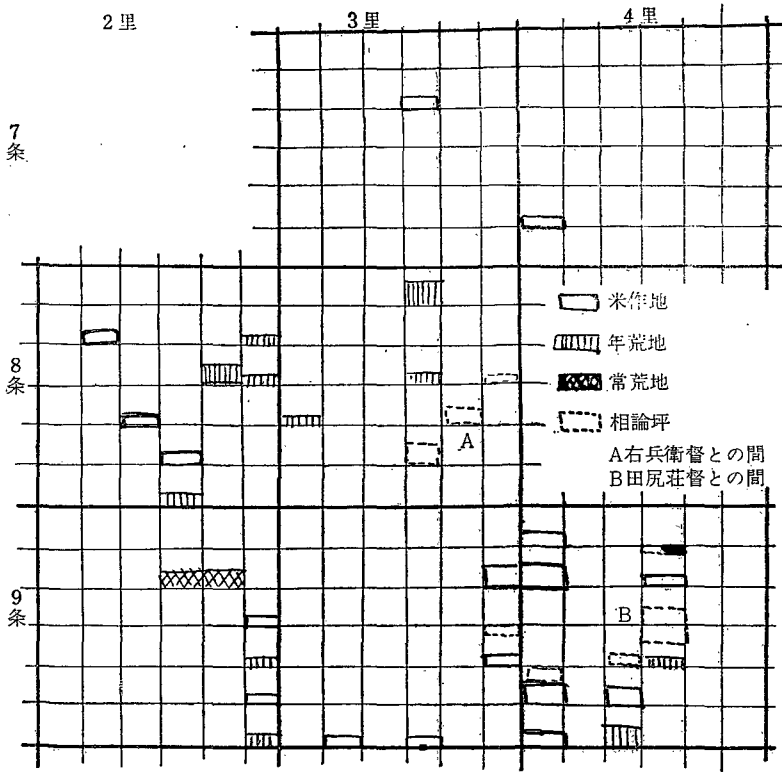
八原里・十四条六染原里

山梨郡十条八小焼田里・十一条八小島里

八代郡四条六治尾里・八条三藜井里

荘園内の条里は以上の諸国のほかに、下総・但馬・阿波・伊賀・大隅にもみられるが、これらについては後述する。

条里は荘園ばかりでなく、柚や名田においても認められる場合がある。その事例として、貞観八年(八六六)における伊賀国玉滝柚⑪では山田郡十一条六里・十四条二里などが現われている。また上総国能勢村今富名の保延六年



第1図 上総国今富名の坪付模式図

(一一四〇)の坪付^⑤によると、この名田は七条三・四里、八条二・三里、九条二・三・四里に跨がって四町三反の水田が第1図に示すように分散し、年荒九反・常荒百二十歩となり、荒田が水田全体の約四分の一を占めていて、生産性の低いことを物語っている。

条里制といえは一般には何条何里で耕地などの位置が知られるとされているので、上記の莊園或は袖・名田というのはその中に数詞のつけられた条里のものだけをアトランダムに取り出したのである。アトランダムに採択したものを眺めると、自から近畿圏と関東圏と南九州とに分れてひろがっていることに気付くので

ある、換言すれば數語付条里は全匡の中央部と周縁部とに存在していることとなる。さすればその中間部に屬する東海・北陸・山陰・山陽・北九州並びに四国の大部分の地域に分布する荘園内の条里は一体どのようなふうになっているだろうかという問題が生じてくる。

三、条里の型

従来、若干の個別的事例によって、荘園の概念図が構成され、それが律令制と機械的に対比されるという方法のために、体制的移行や変容過程の全体系を理解することができなかった状態に対し、平安遺文に依拠して古文書を全国的に渉獵し、それによって得た特質を地域にプロゼクトするという歴史地理学的手法はその致命的欠陥を克服し得るように思われる。そういった立場から荘園体制下の条里を地域的に整理してみよう。

その準備段階として、まず第一に考えられることは、われわれが今日まで自明の理としていささかも疑念のないものに、一般の地方や農村などでは条里制の実施があり、京都や奈良やそれに準ずる太宰府の如き政治都市の町割は条坊制であったということ、換言すれば条坊制は都市的なもの、条里制は田舎的なもの、とみる觀念が一般の常識となっていたのである。果して左様な通りのものであろうか、資料によって筆者はこの考え方の誤りを実証してみよう。

近畿から山陽に移行する播磨国の条里について延喜八年(九〇八)の播磨国某莊別当解^⑥によると、この古文書からは莊名を読みとることはできないが、いずれかの寺院領であること、本田のほかに開發が盛んに行われて新開田が多く起立していることから察して明白な農村であることに間違いはない。

御荘田之坪内、未開地隨水便、頗以年々發開田也、然則毎年寺家取納使、称勸益田、其地子米者、被收勸来也

とあって条里の坪内の反別が記されているが、その条里の呼び方が甚だ特異である。すなわち、

五条九坊七乃中田・十九菅長田

五条十方三東尻田・四池尻

六条十方十二山依田・十三坪

このように数詞付きの条は他と変らぬが、通常里となるべきところが、ここでは坊または方となっていて、これは全く京都や奈良の条坊制を真似たものと見るべきであり、はじめは条里だったが、後に条坊に変わったとは解釈し難い。

この特異な事例からでも明かなように、地域を異にすれば条里の呼称は変化してゆく。いま播磨国の場合を眺めたので、ついでに山陽地方から条里呼称を検討してみよう。

山陽型と山陰型 山陽地方では備後国大田荘の場合、永万二年(一一六六)の立券文^⑥によると、大田に中江良条・大江良条・他条、桑原に赤屋条・伊尾条・宇賀条というように示され、里を欠いている。しかも同文書中に赤屋・伊尾・宇賀だけは条を村に換えている部分も見受けられるので、この場合の条は実質的には村を意味するものといつて差支えない。しかし、そういつた村にしる、また条にしる、その中の地割が整然とした多数の坪から成立っていることから、矢張り条里施行地域と見做さねばなるまい。

山陰地方では、条が残って里の数詞を欠除する場合と、里が残って条が図に置換されている場合とがある。前者の例を因幡国に見る。東大寺領因幡国高庭荘に關しては三つの古文書^⑦があり、それらを総覧すると、北一条から北八条までならば、その中に散伎里・土浦東里・草尾里・井門里・大坊里・蓼田里などと数詞のない里が配置され、さらに南一条海別里というのも存在する点から考えると、ある一線を画して条が南北に分れていたことが判る。後者の例

は美作国の場合で、天慶三年(九四〇)の眞生等治田売券^㉔の中に、阿自井^㉕三里・浦田八^㉖九里・九^㉗四里・十^㉘四里という記載がある。条の代りに^㉙となつてゐる地域は山陰地方だけでなく、その流れは北九州にも及んでいる。

このように見てゆくと、条里の呼称は一般の数詞付き条里だけに限られず、色々な場合があり、しかもそれが地域によつて異つてゐる。山陽には山陽筋^㉚の型があり、山陰はまた別のタイプの型を形成している。山陽型・山陰型を設定した所以である。以下同様な理由のもとに種々の型について説述しよう。

四国型 阿波や讃岐のような近畿地方に近い東四国は近畿型条里で、伊予のような西四国に四国型条里が現われる。土佐は平安遺文の上からは明かにし難い。

阿波国では嘉祥三年(八五〇)の新島莊長解^㉛の「申進莊地中公地勘注事」の中に十六条十二桑原里・十三里・十四里の中にある各坪の公地反別が記され、また同年の東大寺阿波国新島莊の坪付^㉜でも何条九葦原里・十枚方古川里とあつて、このような数詞付き条里は近畿型と全く同じである。

讃岐国については香東条内野原莊や多度郡多度莊の四至が数詞付き条里によつて取り囲まれていることは前述の通りであるが、そのような周縁のものでなく、内部に条里のみられるものを求めると、東寺の末寺である善通・曼茶羅兩寺の寺領がそれであつて、久安元年(一一四五)の注進状^㉝によると、それらの寺領は仲村・弘田・吉原の三カ郷に跨がり、次に示すように数詞付き条里であることが明瞭である。

善通寺

仲村郷三条七里・八里、四条七里・八里

弘田郷四条七・八里

曼茶羅寺

吉原郷六条八里、七条八里

このような東四国のものに比べて伊予の場合は趣きを異にし、安和二年(九六九)の宇麻郡豊村荘^⑧では

二条返谷田里・深谷田里

三条長川田里・村岡里・尻原田里

四条小竹原田里・石村田里・多布佐支田里・湿田里・大岡田里

五条妻追田里・大田里・芋原田里 六条湿田里・藤木田里・墓部田里

七条土和田里・土和岡田里

十六条碓井田里

十九条胸高田里

二十三条多布佐支田里・椎迫田里

この伊予国の条里にみるように西四国では、数詞付きの条はあるが、里の方は名称だけで数詞がないところに四国型の特色がある。

北九州型と南九州型 北九州では太宰府が置かれていた筑前国を中心に筑後・肥前・肥後に条里制がよく普及しているが、条里の呼称は地域によって異っており、北九州として一括するならば、各種のものが混合して複雑化したところに特色があり、また此処だけしか存在しない条甲もあることから北九州型を設けたのである。このことを端的に表現している資料として、延喜五年(九〇五)の筑前国観世音寺資財帳^⑨を挙げておこう。これによると、この寺領荘園が筑前国嘉麻郡長尾荘・上座郡把伎荘・筑後国生葉郡生葉荘の三カ所であり、熟田三十町三反百三十六歩と墾田四十町とを有し、それら水田の所在が条里の坪ごとに記されているが、その条里の呼称が国ごとにちがっていることに興味を惹く。すなわち、

筑前国

那珂郡三箇六里

嘉麻郡大母五箇四里・五里・大母四箇六里・八箇十四里・十五里・九箇十里・十箇七里

穂浪郡補田八図八里・七図八里・九図七里・十図八里・十二図六里・七里・十四図七里・十里・伏見田一図四里
 上座郡把伎田一図六里・七里・八里・二図五里・六里
 御笠郡南六図一里・二里・南七図一里・二里

筑後国

肥前国

三原郡十三条二甲・十五条三甲
 基肄郡二条基肄田里・屋張田里
 生葉郡十三条六甲・十四条六甲
 三根郡六条穂田里・七条鳥取里
 竹野郡十七条五甲・十八条五甲
 神崎郡七条駅家里

なお、他の資料によって、これを補うと、延久元年（一〇六九）の観世音寺領筑前国碓井封田（嘉麻郡）^⑥でも、四図三里・四里・五里・五図三里・四里・五里・六図三里・四里・七図三里・四里・八図三里とあって、筑前国では条の代りに図が使われている。これは前述の美作国の場合と全く同一であって、山陰型の一列が北九州へ進出したような感がある。しかしその逆かもしれない。

肥前国の別の事例として安元二年（一一七六）の河上宮神田^⑦をみると次に掲げた如く、数詞付きの条はあるが、里の方は名称だけで数詞はない。

三条高市里 六条淵里・河崎里 八条唐太田里 七条木原里・曾禰里・池尻里 九条石占里 十一条甲高市里・牧田里・高市里 十三条荒墓里・关乃依里・新居里 十四条关乃依里

このことは前記伊予国の場合と軌を一にしている。そこで四国型とのつながりを考えるために、その中間に介在する東九州の豊後国の条里を眺めよう。康保二年（九六五）の柞原八幡宮文書^⑧によると、この豊後国も南七条墓田里というように、伊予国の場合と全く同一である。従って九州地方のうちでも東九州の一角は四国型の喰込んだ地域とみてもよい。故にその四国型の流れが肥前に入ったと一応考えられるが、或はその逆かもしれない。そして肥後国では治承

二年(一一七八)の鹿子木東荘^⑥に見るように馬橋里・田島里とあるだけで、条もなく単に里だけ残っている。しかもその里の中には一坪から三十六坪までの地割があるので、条里であることは確かである。

わが国で最も西南端に位する大隅国が、かえって中央地域である近畿と条里呼称が同じであることは面白い。康治元年(一一四二)大隅国正八幡宮執印僧行賢が台明寺衆集院阿弥陀堂の仏聖料として寄進した田地九反^⑦の所在地をみると、贈嶽郡一条三里・四里の記載があり、またこれより七年前の長承四年(一一三五)、この正八幡宮檢校嚴禪の田地一町の売券^⑧にも二条二里とあり、大隅国の条里が数詞付きのものであることが判る。このように南九州にかけはなれた正規条里が分布するため、これを南九州型となしたのである。

関東型付東北型 南九州から反対方向に北東に飛んで、古文書に現われてくる条里の北限である関東を見ると、この地域も亦南九州と同様に数詞付きの正規条里となる。

上総国今富名では能勢村に七条三里・四里、八条二里・三里、九条二里・三里・四里の存在することは前述の通りであるが、野間村にも四条二里のあることを追加しておく。最も整然とした形で数詞付き条里が現われているのは下総国香取社領大槻郷^⑨の応保二年(一一六二)のものであって、次の如くである。

- 一条一大貫里・二上座里・三片野里・四松原里・五川廻里
- 二条一大桑里・二山前里・三努岐里・四岡本里・五浜里・六村山里
- 三条一吉原里・二鉞山里・三編玉里・四新家里・五牧田里・六野田里
- 四条一山川里・二許夫里・三小総里・四蕎田里・五夫雑里
- 五条一神瓜里・三船下里・四大屋里
- 六条一賀是里・二楊里・三惠津里
- 七条一君負里・二小野里・三氣里

八条一葛倉里・二若栗里・三清水里

長元元年(一〇二八)の武藏国大里郡坪付(平安遺文九卷四六一〇号)をみると、次に示すように数詞付き正規条里がはつきり現われ、坪ごとに公田・菱田・乗田・庄田の別が明確にされている。

…二粟生里・三田作所里・四速津里・五箭田里・六牧川里・七石井里

五条一富久良里・二郡家里・三中島里・四高田里・五、里・六鷲田里・七幡田里・八楊田里

六条一、麻里・二楊井里・三新生里・四新、里・五青山里・六三鷲里・七隴里・八楊師里・九川俣里

七条一牧津里・二勾田里・三桑田里・四麴里・五榎田里・六粟籠里・七下榎里・八有田里・九新野里・十川辺里

八条一勾田里・二桑田里・三槽田里・四片崩里・五染田里・六物ア里・七柱田里・八幢田里・九直里・十川辺里

九条一川辺里・二麴田里

このようなことから、南九州型を指定したのと全く同じ理由で、関東型を設定したのであるが、この関東型の分布区域は、前述した甲斐国市河荘の事例から明かなように、中部地方へ延びて甲斐国へ及んでいる。

関東地方からさらに北進して東北地方を眺めると、延暦二年(七八三)の出羽国からの奏文に、雄勝・平鹿両郡では口分田を給すとあつて、口分田の制度が施行されたと思われ、したがってこれと密接な関係がある条里制も実施されたに違いなく、一ノ口とか市坪というような地名を追って秋田市や横手市に条里遺構が見つけ出されているが、古文書の上から条里を究明し難いので、条里の呼称は判らない。しかし今後この地域の研究が進めば東北型ができるにちがいない。

東海型付北陸型 東海道筋では、美濃国は数詞付き条里がひろがり、近畿型の東方への延長と考えられるが、尾張国に入ると、条は数詞付きであるが、里は数詞を欠いて呼名だけとなり、遠江国に向うと、条が全然消失し、呼名を

有する里だけとなる。だが遠江の西部では、時々数詞付きの里が残る場合もあるが、その里もわずか二里までにとどまる。概して呼名をもつ里だけとなるとところに東海地方の特色があるので、これを東海型とする。こうした東海型の顕著に出現する遠江国の東部から資料を挙げ、次第に西に向って尾張・美濃と事例を列挙すれば、次の如くである。

円勝寺領遠江国薬原郡質侶荘^⑧大治四年(一一二九)

質侶郷鶴谷里・大田里・神所里

湯日郷郡部里・岡田里・生恵東里・生恵里・神所里・湯日里・深字木里・鎌藏里・田片世里

松尾神社領遠江国豊田郡池田荘^⑨嘉応三年(一一七一)

富田一里。大見村大見里・捌生里・江墓里・細沢里・治里

相撲田一里。岡本郷田川里・二里・福山里・南福里

池田郷一里・二里。吉富一里。国富保羽婆里・小池里・楊田里

高木郷一里。草前郷一里。蟻島一里。

尾張国海辺郡十三条馬背里^⑩延暦二年(七八三)

〃 中島郡四条石門里・大口里^⑪弘仁十一年(八二〇)

〃 島郡一条勾金里・建部里。二条章引里・酒墓里^⑫

〃 丹羽郡十六条道辺里。十七条桑原里(同上)天長二年(八二五)

尾張国春部郡安食荘^⑬康治二年(一一四三)

安食郷十六条馬賀里。十七条田村里・安崩里・町原里

十八条水別里・迫田里・味鏡里・賀智里・石河里・馬屋里・頸成里

十九条美々里・鶴田里・続榛里・楊里・米里・安井里・当摩里・安食里

東如意比目里・馬津里・酒見里・六師里・大針里

西如意白鳥里・弓紋里

美濃国では池田郡泉江莊に十一條六里・十二條五里・六里・十三條六里のあることは前に述べたが、ここではそのほかの事例を示そう。

大教院領美濃国市橋莊^⑧ 永治元年(一一四一)

厚見郡八條十里

美濃国大井莊^⑨ 延久三年(一一七二)

安八郡十六條三里

北陸地方は莊園の多いところであるが、平安遺文はこの地域の古文書を殆んど掲載していない。したがって別の文献を涉猟しなければ北陸型の措定はむずかしいのであるが、遺文所載のわずかに二例をみると、

若狭国松永保内恒板名^⑩ 大治元年(一一二六)

東郷 杉若一里・二里。黒田三里・四里。青墓四里

西郷 志味二里・三里

このように数詞付きの里は見られるが条が欠けている。ところが越前国になると前掲の如く最勝寺領丹生北郡大蔵莊の南限は七條二里とあって数詞付き正規条里となっている。越中や越後方面は遺文に記載がないが、若狭・越前の例から推察すれば特異なタイプが現われるのではないかと思われる。

近畿型 律令国家の本拠であり、条里遺構は今日でも景観の上に鮮明に認められる奈良盆地などもあって数詞付き正規の条里が広く存在していそうに思われるが、遺文によって検討してゆくとなかなか複雑である。まず、近江国から眺めよう。

延久二年(一一七〇)の弘福寺領近江国平流莊・伊香莊・蔵部莊^⑪では、

愛智郡平流莊二條七里・八里、三條十六里

伊香郡伊香荘十八条四里・五里

同郡蔵部荘二十六条七里、二十七条三里・四里、二十八条二里

また永承七年(一〇五二)の近江国愛智荘^⑧には九条十里、十条五・七・八里、十一条七・八・九里、十二条八・九・十里、十三条十桑原里とあり、承平二年(九三二)の近江国蒲生郡土田荘^⑨では十条十・十一里、十一条七・十里、十二条七・十一里、十三条七・八・九・十・十一・十二里、十四条六・十里、十五条十一里、三条十六・十七・十八里が見られ、長保三年(一〇〇一)の近江国野洲南郡中津神崎荘^⑩には八条十一・十二・十三・十四里、九条十一・十二・十三・十四里、十条十・十一・十二・十三・十四里がある。そのほか、蚊野郷十二条八長田里、長岡郷大原二条三里、大國郷十条六里など、いずれをみても近江国は数詞付き条里である。

ところが山城国になると、すっかり様子が変わり、条は数詞があるが里はそれを欠いている。山城国葛野郡にある広隆寺の資財交替実録帳^⑪は仁和三年(八八七)のものであるが、それには水田六十四町一反余の所在が坪ごとに詳しく記されており、その条里呼称は次の如くである。

四条郊田里殖槐里。五条荒蒔里・立屋里・市川里。

六条並里・上木島里。七条牛飼里

相楽郡大狗荘や紀伊郡でも同様で、六条波曾瀬里とか九条須具田里などとなっている。また保元三年(一一五八)の宇治郡醍醐寺領^⑫では

小野郷二条椿市東里・玉井上里

三条椿市西里・宮浦里・玉井下里・上足形里

四条館南里・同北里・上石田里・賀那布里・下足形里・下小野里・下大藪里・山科里

石田郷五条石田里・市辺里・岡元里・社里・竹原里・栗栖里

六条布豆田里・椿本里・北石川里・咋田里・梧本里

そのほか、紀伊郡九条深草里・高田郷三条高粟田里、乙訓郡八条榎小田里・衾手里、相楽郡額田村三条稻間里などが種々の古文書に散見する。

大和国こそ条里制が正規に発達していると思われるのだが、必ずしも左様ではなく、次に示すように二様の条里呼称が認められるのである。すなわち寛弘三年(一〇〇六)の大和国弘福寺所領寺辺並に国内莊^⑥では

寺辺、高市郡東二十八条一里、三十条三・四里

佐位莊、十市郡東二十二条三里、二十三条二・三・七里、二十四条二・三・六里

山辺莊、山辺郡九条五・六里

広瀬莊、広瀬郡二十条五里、二十一条五・六里、二十二条四・五里

というように数詞付き条里になっているが、しかしこの文書の末尾に一カ処だけ「広瀬郡真野条七成相里・八池上里」の如く、条に数詞を欠き、代って呼名が付けられているが、さらに寛弘三年(一〇〇六)及び同六年(一〇〇九)の栄山寺所領田島^⑦の記載をみると、そのことが一層はつきりする。

宇智郡、郡条二・七里、佐味条四・五・六・七里、真土条八里、二細山里、重坂条三・四・五里、阿陶条一・四里、河南三条四

里・五灰焼里・六田原里、堤条一里・二細山里

十市郡、西十六条五里、十七条五里

広瀬郡、十七条二里、十八条二里

安西郡草生莊も十五条七靡井里などとなっていることは前に述べた通りである。

伊賀国は数詞付き条里である。永長二年(一〇九七)の六条院領伊賀国山田村^⑧には九条五・八・七里、十条七里が

あり、また康保二年(九六五)の文書^㉔には夏見郷十条一・二里、十一条二・三里とあり、天喜四年(一〇五六)の藤原実遠所領伊賀郡長田郷^㉕に二十三条一・三里がある。

伊勢国も伊賀と同様で、飯野荘については前に述べたので、康平五年(一〇六二)四天王寺領伊勢国安濃郡^㉖の場合を次に表示する。

一条一塔世里・五垂水里	五条三上岡里	十九条一里坂里
二条一塔世里・二中村里	六条三涉見里	二十条一比く山里・二比く山里
三条一塔世里・二塔世里・	七条三涉見里	二十一条一無酒里・二無酒里
三塔世里・七八田里	八条四安宅里	二十二条一忍田里
四条二塔世里・三塔世里	九条四賀茂里	二十三条一忍田里

また延暦二十年(八〇一)の伊勢国桑名郡播磨島東荘^㉗には桑名郡一条辰用里・二土入里・三姫島里、六条九鳥垣里、七条二多治比辺里、三重郡六条五鍬柄里がある。

志摩国では答志郡の康保三年(九六六)^aと長徳二年(九九六)^bの二事例があつて、二条上鴨里・鴨村三条鴨里の如く、里に数詞を欠き呼名だけとなる。

同じく近畿地方の中でも、紀伊国は頗る趣きを異にし、北九州の筑前国などでみたように条に相当するところが図となつている。永承四年(一〇四七)の高野山金剛峯寺領田^㉘と治暦三年(一〇六七)の薬王寺文書^bとをみると、

伊都郡長社村十三図三・四里、十四図二・三里

大野村十五図三・四里、十六図二里

名草郡本渡村三宅五図二里、六図二里

岡田村三宅五図一里、六図一里

多太村且来四図三里

勢田村且来四図四里

その他、那賀郡野上荘には一図一里・二図一・二里、海部郡衣奈園には衣奈図九・十里、また荒川荘には一図一里・三図二里とある。

和泉国をみると、延喜二十二年(九二二)頃の大鳥郷^⑤では単に大鳥里・原田里・高槻里・菅町里・葦田正里・布施屋里・水合里・赤坂里などあつて条を欠いている。

摂津国は数詞付きの正規条里の姿である。すなわち八部郡^⑥では七条二・三・四里、八条二・四里、九条四・五里、十条四・五里とあり、その他、島下郡宿久荘には八条二里、九条二里、島上郡には八条八里、同郡水成瀬村には二条一里がある。

河内国は山城の場合と同様で、石清水八幡宮護国寺の荘園^⑦には、

若江郡掃部別宮

・南条大甘里・楊田里・間田里・海川田里・佐奈宜里・千村里・毛智里・辛国田里

錦部郡甲斐荘

・宮道里・社里・狭田里・正里・久保田里・堅田里

十二条天野里・門田里

同郡布志見荘

槻本里・川原里・山守里・中島里・正里・猪垣里・蝦野里・萩原里・井尻里・大野里・門田里・佐田里・久保田里・天野里・島田里・山田里

丹北郡矢田荘

一条矢田部、篠原里

北三条駅家里・橋原中里・田井里・野中里

北四条井塞里

淡河郡大地荘

六条冷江里・次田里。七条橋島里・足代里

河内郡林燈油齋

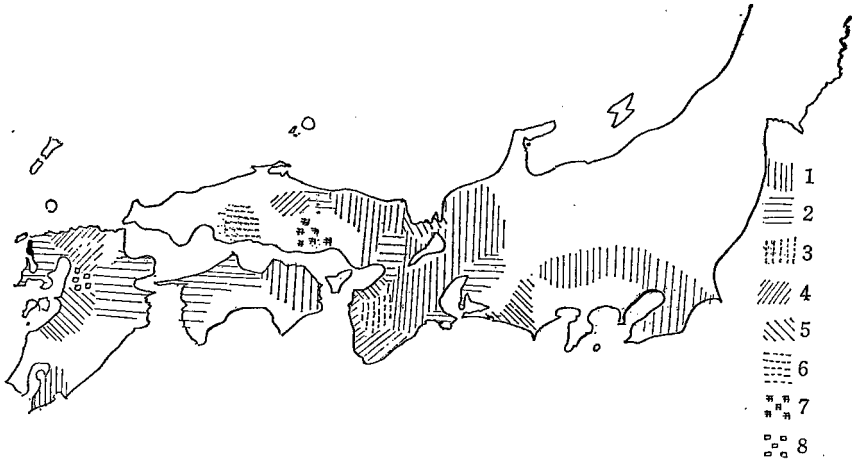
三条土江里。四条梶無里・黒田里

五条山田里・黒田里・大江里・的射里・祝刀里

六条馬里。七条祝刀里

丹波国が数詞付き正規条里であることは前に述べた通りである。但馬国も同様で元慶七年(八八三)の観心寺資財帳^⑥によると、養父郡に十一条十四里、十六条六雑里・八里、十七条五里・七鼓田里がみられる。

これまで挙げた事例をまとめると、一口に近畿型といっても畿内の各地域で条里呼称は異り、数詞付き正規条里は中央から北部にかけて拡がり、近江を中心に南は伊賀・伊勢・摂津から大和の一部に延び、北は丹波・但馬に亘り、その延長は北陸西部・山陰東部と東四国・東海道西部に及んでいる。これを近畿A型または近江型と名づけておく。次に山城を以て代表される里に数詞を欠くタイプは、東の志摩と、西の河内とに散在する。これを近畿B型または山城型と呼ぼう。大和には正規条里のほかに条に数詞をもたないものがあるので、これを近畿C型または大和型としておく。紀伊は頗る特異なもので条が図に代っているから、これを近畿D型または紀伊型としよう。単に里だけが残るのが和泉であるから、これを近畿E型または和泉型と名づけておく。そしてB以下のタイプがA型から移行派生した



第2図 条里型の分布

- 1 近江型(正規型) 2 山城型(欠数里型) 3 大和型(欠数条型) 4 紀伊型
(図里型) 5 和泉型(单里型) 6 備後型(单条型) 7 播磨型(条坊型)
8 筑後型(条甲型)

変化型であるのか、或は各型それぞれ原初型であるのかは今後解決さるべき課題であるが、地形の制約のために条の系列が生じ難くて里だけで条里を施行する場合もあり、条里を各地で実施する場合に中央から派遣された人の手になることもあれば、また地元の国造等の末裔が行うこともあるうし、そうした人達の考え方も影響を与えるであろう。

四、結 言

律令制から荘園制へと政治形態は変っても、条里は荘園体制下に生きてきた。そこで荘園中に存在する条里を平安遺文中から取り出して整理してゆくと、次の八つの型のあることを知った。その分布を示すと第2図の如くなる。

1 近江型(正規型) 近江を中心に近畿地方にひろく分布し、東は越前、美濃に続き、さらに飛んで甲斐から関東一円に現われ、西は山陰にも喰込み、また東四国を

占め、はるかに離れて南九州にも現われている。

2 山城型(欠数里型) 山城・河内・志摩・尾張・因幡というように中央から以東ではその分布が散在するが、西日本では、西四国から東九州を経て西九州へと連続してひろい分布を示す。

3 大和型(欠数条型) 大和だけに分布する。

4 紀伊型(凶里型) 紀伊にはじまり、山陰から北九州へと伸び、東日本には見られない。

5 和泉型(单里型) 和泉をはじめ若狭・肥後・遠江というように四散している。

6 備後型(单条型) 備後だけに限られている。

7 播磨型(条坊型) みやこや太宰府は別として農村地域にみられるのは播磨だけで、特異な存在である。

8 筑後型(条甲型) 里に代って甲が用いられる独得の地域は筑後だけである。

この八つの型のうち、条坊型や条甲型などのような特殊の条里を除けば、他の大部分が近畿地方にあるので近畿A型とするならば、このような近畿の諸型が全国に拡がり、それらの組合せによって各地方のタイプが定まる。このようにして、近畿型・山陰型・山陽型・四国型・北九州型・南九州型・東海型・北陸型・関東型を指定する。また資料が見つければ東北型も出来るであろう。

以上は荘園体制下の条里呼称を本として型の設定を行ったのであるが、各地方の型がどのような特色をもっているか、かかる内容的な問題は今後の課題である。この課題にアプローチするための一つの方法として各地方の条里の大きさについて考察したいが、紙数の関係で、ここでは割愛する。

なお、第2図を大観して、条里型の複合している地域が、近畿と北九州の二カ所にあり、この二中心が、わが国発

- c 因幡国高庭荘検田帳 延喜五年(九〇五) // 一九三号
- 19 美作真生等治田売券案 東大寺文書 平安遺文一卷二四七号
- 20 a 阿波国新島荘長解 東南院文書 平安遺文一卷九八号
- b 阿波国新島荘坪付 // 九九号
- 21 讃岐国善通曼荼羅寺々領注進状 平安遺文六卷二五六九号
- 22 註⑬に同じ
- 23 筑前国観世音寺資財帳 平安遺文一卷一九四号
- 24 筑前国嘉麻郡司解案 東大寺文書 平安遺文三卷一〇三九号
- 25 肥前国河上宮神田注文案 河上宮古文書 平安遺文七卷三七六六号
- 26 豊後国由原宮々師僧仙照解 杵原八幡宮文書 平安遺文一卷二八五号
- 27 藤崎宮々掌木行近田嶋売券案 詫磨文書 平安遺文八卷三八五八号
- 28 a 大隅国正八幡宮執印行賢寄進状案 台明寺文書 平安遺文六卷二四七九号
- b 大隅国正八幡宮校敵禪田地売券 // 五卷二三一八号
- 29 香取社大禰宜大中臣某讓状 香取大禰宜家文書 平安遺文七卷三二二三号
- 30 遠江国質侶荘立券文案 平安遺文五卷二二二九号
- 31 註⑦に同じ
- 32 多度神宮寺伽藍縁起資財帳 平安遺文一卷二〇号
- 33 大和国川原寺牒 安藤文書 平安遺文一卷四六号
- 34 尾張国檢川原寺田帳 東寺文書 平安遺文一卷五一号
- 35 尾張国安食荘立券文 醍醐寺文書 平安遺文六卷二五一七号
- 36 東大寺牒 同寺文書 平安遺文六卷二四五二号及び美濃国市橋荘住人陳状案 東大寺文書 平安遺文六卷二四五四号
- 37 美濃国符案 平安遺文三卷一〇六二号
- 38 若狭国恒板名坪付帳案 東寺百合文書 平安遺文五卷二〇六六号

- ③⑨ 近江国弘福寺領莊園注進 東寺文書 平安遺文三卷一〇四四号
 ④① 近江国愛智莊坪付注文 東大寺文書 平安遺文三卷六九五号
 ④② 近江国土田莊田地注文 東寺文書 平安遺文一卷二三九号
 ④③ 近江国符案 御府文書 平安遺文二卷四一九号
 ④④ 広隆寺資財交替実録帳 同寺文書 平安遺文一卷一七五号
 ④⑤ 山城国醍醐寺領坪付案 醍醐寺雜事記三 平安遺文六卷二九四三・二九四四号
 ④⑥ 大和国弘福寺牒 天理図書館文書 平安遺文二卷四四四号
 ④⑦ 大和国栄山寺牒 同寺文書 平安遺文二卷四四三号・四五一号
 ④⑧ 六条院領伊賀国山田村田畠注文 東大寺文書 平安遺文四卷一三八二号
 ④⑨ 伊賀国夏見郷刀弥解案 東大寺文書 平安遺文一卷二八六号
 ⑤① 散位藤原実遠所領讓状案 東南院文書 平安遺文三卷七六三号
 ⑤② 伊勢国四天王寺領坪付 同寺文書 平安遺文三卷九八〇号
 ⑤③ 伊勢国多度神宮寺伽藍縁起資財帳 平安遺文一卷二〇号
 ⑤④ a 志摩国答志郡少領島実雄治田壳券案 平安遺文一卷二九九号
 b 伊福部利光治田処分状案 光明寺文書 平安遺文二卷三六七号
 ⑤⑤ a 太政官符案 高野山文書 平安遺文三卷六七五号
 b 紀伊統風土記附四所収葉王寺文書 〃一〇一六号
 ⑤⑥ 和泉国大鳥神社流記帳 同神社文書 平安遺文一卷二一八号
 ⑤⑦ 橘経遠寄進状 九条家文書 平安遺文補遺 No. 5 補三十一号
 ⑤⑧ 注③に同じ
 ⑤⑨ 河内国観心寺資財帳 同寺文書 平安遺文一卷一七四号